



お気軽にご相談ください



権利擁護センター ほっと♡せとうち

電話番号：0869-24-7711 FAX：0869-22-1850

メールアドレス：kenri@setouchisyakyo.or.jp

開所日：月～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）
住 所：〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 862-1 瀬戸内市総合福祉センター内

権利擁護センターほっと♡せとうち（正式名称：瀬戸内市権利擁護センター）は、瀬戸内市より、瀬戸内市社会福祉協議会が受託して運営しており、成年後見制度利用促進基本計画に基づく瀬戸内市の中核機関として位置付けられています。



（社協ホームページ）

瀬戸内市

権利擁護センター ほっと♡せとうち



住み慣れた地域であなたらしく暮らせるよう
『ほっと』安心お手伝い！

～ 愛称 “ほっと♡せとうち” の由来 ～

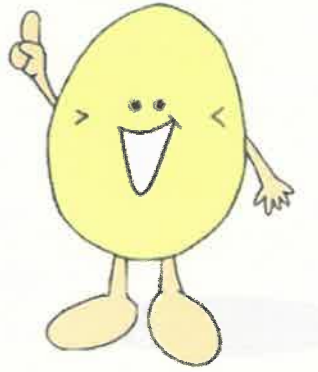
市民が『ほっと』安心できる生活ができるように『HOT』な思いをもつ市民の力をお借りしつつ、瀬戸内市と瀬戸内市社会福祉協議会が責任をもって、「市民の立場にたった総合的な支援（Human-Oriented Total support）を行う」そんな思いを込めて「ほっと♡せとうち」という愛称をつけました。

—— 社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会 ——



・相談は無料！
・相談内容の秘密は
守ります！

『ほっと♡せとうち』がしっかりサポート！



☆子どもから高齢者まで、権利擁護に関する市民からの相談をワンストップで受けとめ、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めます。

☆権利を守るための関係者を増やし、地域で安心した暮らしができるような環境づくりに努めます。

高齢者・障がい者・児童虐待
DV（ドメスティック・バイオレンス）
に関する相談・通報



虐待の防止・対応

・認知症や障がいで金銭管理や
契約に不安がある



・成年後見制度利用のための
手続きの方法が知りたい

・誰に後見人になって
もらったらよいか
わからない



成年後見制度の利用支援

・後見人として地域の方を
サポートしたい



・後見人活動をしていて、
困ったことがある



市民後見人の養成
後見人活動の支援

成年後見制度について
知りたい



成年後見制度の啓発
(成年後見セミナー開催等)

『成年後見制度』とは

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でない方々は、財産管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、消費者被害に遭う恐れもあります。このような方々を家庭裁判所の審判により選ばれた後見人等が、本人の意思を尊重できるように支援する制度です。

『市民後見人』とは

親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方々を支援します。市民感覚を生かしたきめ細かな後見活動ができ、地域におけるささえあい活動に主体的に参画する人材として期待されています。

地域連携ネットワークの推進

「権利擁護が必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」をしていくための中核機関として、地域の専門職や民間団体、地域住民の方々とは連携していきます。

※その他、消費被害者への支援や、入院・入居への支援なども行っています。



お気軽にお電話ください

☎ 0869-24-7711